

サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の要件

改定後

サービス管理責任者
実務要件
児童発達支援管理
責任者実務要件

【一部緩和】

※ 実務要件に2年満たない
段階から、基礎研修の受講可

【改定】基礎研修

相談支援従事者初任者研修
講義部分の一部を受講

サービス管理責任者等研修(統一)
研修講義・演習を受講

OJT
一部業務
可能

【新規創設】

サービス
管理責任者等
実践研修

サービス管理
責任者
児童発達支援
管理責任者
として配置

【新規創設】

サービス
管理責任者等
更新研修
※5年毎に受講

【新規創設】専門コース別研修(任意研修)

サービス管理責任者等として必要な実務要件を満たしているか等については、所管の府保健所福祉課(京都市内事業所の場合は、京都市保健福祉局障害保健福祉推進室)までお問い合わせください。

今回の研修の
3日コースに
当たります。

- 実務要件については、別添の一覧表を参照してください。
- 「相談支援従事者初任者研修講義部分」について、京都府では相談支援従事者初任者研修の3日コースがこれに該当します。
- 京都府では「令和5年度京都府サービス管理責任者等基礎研修」の開催を予定しております。詳しくはWAMNET京都府センターへ掲載の実施要領を御確認ください。
なお、サビ管等基礎研修の受講に当たっては、今回の相談支援従事者初任者研修の申込とは別に、**令和5年5月8日(月)までにサービス管理責任者等基礎研修への申込手続が必要**です。